

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られるとのないようお願いいたします。

○根本委員長 これにて佐藤君の質疑は終了いたしました。

○長妻昭君

○長妻委員 おはようございます。立憲民主党、長妻昭でございます。

今日は、北海道四区のおおつき紅葉さんがパネルの御協力をしていただきました。

この間、立憲民主党は、旧統一教会の被害者、家族、二世の方、相当な方にお話を伺いました。私は、直接私もお伺いしましたけれども、愕然といたしました。こんなことがこの日本で行われていいのかと。

しかも、これからも旧統一教会が税の優遇を受けいいのかと強い疑問を持つているんですね。国民の税金なんですよ。ありていに言えば、国民の税金が間接的に補助されていると同じなんですね、総理。強い問題意識を持つて、今日また質問をさせていただきます。

総理は、解散命令請求の要求の要件の一つ、法令違反ということについて、民事も認められまし

た。とすると、これまで民事の責任が認められたのは何件ぐらいあるんですか。

○岸田内閣総理大臣 民事の責任、旧統一教会に関連しまして、民法七百九条に基づいて不法行為責任が認められた事案については、所轄庁であります文部科学省において承知している限り、二件

であると承知しています。そして、文部科学省においては、その他、判決として確定した民事訴訟を二十件把握していると承知しております。使用者責任が認められた事案であると聞いております。

○長妻委員 そうすると、総理は参議院の予算委員会で、不法行為の中の、七百五十五条、民法、使用者責任も含まれると、法令違反に。これは明確に答弁されておられるので、そういう意味では、法令に違反というこの部分の要件、ほかにも要件はあるんですが、法令に違反ということでいうと、二十二件というふうに政府は把握されている

ということですね。

○岸田内閣総理大臣 今申し上げたように、民法という観点で判断した訴訟、二十二件と文部科学省においては把握しております。

○長妻委員 いや、私が質問したのは、その二十二件というのは、七百九条の民法の不法行為、及び使用者責任、民法七百十五条、合わせて二十二件というのですが、これが、宗教法人法の解散命令請求の条文にある法令に違反というのが要件の一つですけれども、これに当たる判決ということで二十二件ということでおろしいんですねということです。

○岸田内閣総理大臣 今言つた判決と併せて、今

進めようとしております報告徴収、質問権の行使によって得られた事案等、これらを併せてその悪質性、継続性等を判断する、そして組織性を判断する、こうしたことによつて手続を進めていくべきであると考えております。

○長妻委員 ちょっと不明確な答弁なんですが、これはちょっと重要なことなんですね。

これをちょっと出していただくと、確かに総理は、不法行為そのもの、イコールとはおっしゃつていなんですね。組織性、悪質性、継続性、二件というのは、総理がおっしゃる組織性や悪質性、継続性など、これの当てはまる不法行為これが二十二件ということによろしいんですね。

○岸田内閣総理大臣 今申し上げましたのは、今の時点において訴訟等を通じて把握している案件についてということであります。

先ほど申しました組織性、悪質性、継続性を判断するのは、そうした今把握している事案と併せて、これから行われる報告徴収、質問権の行使によって得られた事実、これらを併せて全体として組織性、悪質性、継続性を判断する、そしてその上で手続を進めていく、こうしたことを申し上げております。

○長妻委員 これは、二十二件、非常に曖昧ですけれども、つまり、二十二件は単純に不法行為の責任が問われた件数で、それが全部当てはまるわけではない、これから精査する、そういう趣旨の御答弁ということですか。

○岸田内閣総理大臣 これから報告徴収、質問権

の行使をいたします。そこで得られた事案、これをしっかりと把握いたします。そして、今申し上

索したもののが把握できなかつたものが五件、これ
が含まれてゐると承知をしております。

のかどうか分かりませんが。
これだと、民事が二十三件あるんですよ。刑事

げた従来把握していた事案、これらを個別具体的に判断して、継続性、組織性、悪質性、これを判断し、手続を進めていくなどを申し上げて

○長妻委員 検索して把握できないから落として
や駄目ですよ、総理。ちゃんと調べないと。だつ
て、これはホームページに出ているんですよ、被
害者弁護団の。検索を法令システム、判例シス
テムとして、何か、五件入っていないから、まあア

は、これは閣道固体かと思ひます。他の新規件ですね、一件なんですが、さつきの二十二件との差というのは何でござりますか。

は単純な不法行為責任を問われた案件で、その十二件の中から組織性、悪質性、継続性を判断してセレクトする、こんなような趣旨ですね、総理うなずいていただいているので。

○岸田内閣總理大臣 やはり調査しないと駄目ですよ、總理。おつしやるようには、判例についてはしつかり把握しなければなりません。先ほど申し上げたように、二十二件以外の七件についても説明したとおりであります。現に把握

手元に材料がありません。和解の取扱い等かとは想像いたしますが、確認をいたします。

○長妻委員 これは、和解というのは入らない。つまり、和解というのは、裁判外と、裁判での結論が出た後の和解というのがありますよね。

これは被害者弁護団の資料等に基づいたリスト

これは解釈ですね。これが、私が質問したとき
十月十八日までは刑事的責任のみと総理はおつし
やっていたのでゼロ件だったんですね、それは。
いきなり翌日、民事的責任も含まれるとおつしや
つたのでどつと増えたんですね。責任が問われた
り、本本二。

配りしていると思いますが、これ、ありますかね。こういうリスト、一枚。「旧統一教会の法的責任を認めた判決の状況」と。ありますね、皆さんにお配りしております。一番後ろですね。これは皆さんが手に持つと資料としてよろしいですね。

○長妻委員 そうしましたら、七件、差があるわ
けでござりますので、是非きちつと精査をして、
の感想を申し上げただけであります。
是非、確認をさせてください。

○岸田内閣總理大臣 二十二件にしては、先ほども申し上げましたが、今文部科学省において把握している件数であります。

○岸田内閣総理大臣　はい、文部科学省が事務的に作成した資料であると承知をしております。

○長妻委員　これだと、何か御丁寧に、統一教会が名称変更した前と後で分けているんですね。担当名称変更を気にしているんじやないかなと。何が名称変更がまざいことになつたのか、確認して

徹底的に調べて、被害者弁護団の方もおつしやっているのは、これは被害者弁護団が把握している判例だけなんだ。ほかに、被害者弁護団じややい形で裁判して判決が出たものもあるかもしれないとおっしゃっているので、徹底的に、先ほど調査するとおっしゃっていたので、

していただきたいというふうに思います。

そして、私も、質問権の行使、これはこれでやつていただきたいということで、スピードナーにやつていただきたいんですが、ただ、質問権の行使をしたからといって、教会側に聞いて、教団側に聞いて、何か新たな判例が出てくるというものじやないですかね、質問権というのは。判例というのではありませんよ、質問権というのは。判例といふことは世の中で分かっているわけですから。ですから、やはり責任というのは、明確なのはやはり判決ですよ。

そういう意味では、既にこれだけ総理の解釈変更で積み上がったわけですから、判例が。質問権、調査はいいんですけれども、何かやはり解散請求というのが、ゆっくり質問をして、向こうから回答が来て、何度もやり取りして、相当時間がかかるということでは困るというふうに思うんですが、相當これは積み上がっているんじやないかなと思うんですが、解散請求について、総理、どういう意気込みを持っておられるんですか。

○岸田内閣総理大臣 解散請求につきましても、宗教法人法、法律に従つて進めいかなければならぬと思います。

そして、解散事由について申し上げるならば、現在、この旧統一教会に関して把握している様々な事情からは、過去に解散を命令した事例と比較して、解散事由に該当すると明確に認められない、十分に解散事由として認められる、そうしたものではないと考えています。だからこそ、報告徴収、質問権を行使することによって、より事実を積み上げることが必要である、このよ

うに思っています。

○長妻委員 そうすると、今おっしゃつていただいた判決だけでは解散請求の事由ではない、まだ足りないということを今明確におっしゃられたんですか。

○岸田内閣総理大臣 過去の事例、法律に基づいて取り扱われた事例を考えますと、オウム真理教の事案においては、代表者が殺人罪で起訴されている、また、明覚寺事件においては、代表役員に詐欺罪の有罪判決が下っている、こうした事例があります。

そういう事例を考え合わせたときに、是非、報告徴収、質問権の行使によって、より事実を積み上げる必要があると考えております。

○長妻委員 総理は、ちょっと文化庁からいう説明を受けておられるのか分かりませんが、質問権というのは、それはそれでやつていただいていいんですが、本当に何か新たな事実がどんどん出てくるものじやないと思うんですね、私は。だって、責任というのは、やはり明確なのは判決じゃないですか。新たな判決が調査して出てくるわけじやないですね。しかも、相手に強制力なく聞くわけですから、そんな新たな事実がばんばんばんばん出てくるわけないんですよ。

○岸田内閣総理大臣 先ほども申し上げました。過去の事例については、徹底的に裁判例……（長妻委員「裁判外」と呼ぶ）裁判外も含めて情報収集する、それは当然のことだと思います。

しかし、それと併せて、報告徴収、質問権の行使、これによってより事実を積み上げる、こうした対応も必要だと思います。

なお、先ほどの資料で一件数字が違つていると、いう件ですが、ちょっと確認しましたが、お手元の資料の一一番下、ですから、二行目ですか、あり

よ、総理。それを是非徹底的にやつていただきたい。

そして、もう一つは、判例だけじゃないと思うんですね。解散命令請求については、条文では、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害する」と明らかに認められる行為」ということありますから、例えば、総理、裁判外のいろいろなトラブルで、裁判外で和解したというのもういっぱいあるんですよ、ケースが。そういうものも徹底的に調べるということが私は重要だと思うんですよ。

（発言する者あり）

無理だろうつて、何で自民党、言うの。資料があるよ。被害者弁護団の方々が資料を持つていますよ。何で自民党はそういうふうに足を引っ張るんだ。おかしいだろう。

○根本委員長 御静聴をお願いいたします。

○長妻委員 そういうようなことで、総理、ひとつ、裁判外のトラブル、和解事例、これも徹底的に調べるということを是非明言していただきたいんです。

ますが、読売新聞の記事による云々という記述があります。この部分につきましては、新聞記事によつて資料に載つけたということだという説明を今たちまち受けました。答弁に追加させていただきます。

○長妻委員 ちょっと何か心配になつちやうんですね。新聞記事を見て書きましたというのももちろんいいんですけども、政府ですから、裁判所、法務省、連携していないんですかね。

今回、いろいろこう質問するときに私本当に思うのは、文化庁は連携していないような感じがするんですね、ほかの省庁と。法務省ときちつとやはり連携して、何か新聞に出ているから書きましてたけれども本当かどうか分かりませんみたいな話じゃなくて、真剣味を持つて、本気度を示しています。

であれば、この報告徴収とは別に、総理、こういう三十年間のいろいろな判決とかあるいはトラブルなどなどについて、報告徴収とは別に、過去の部分の調査というのをいつ頃までに終えるつもりですか。

○岸田内閣総理大臣 過去の部分の聴取について、これは報告徴収、質問権の行使によつて事実を確認するわけです。そして、過去の部分と合わせて、全体として、組織性、悪質性、継続性を判断するわけですから、その手続に間に合うまでにしつかり確認して、全体を判断する材料としなければならないと考えます。

○長妻委員 大体のめど、その手続に間に合うまでというのは、大体のめどというのは、年内ということでおろしいんですか。

○岸田内閣総理大臣 もちろん、報告徴収、質問権の行使につきましては年内に開始したいと思いますが、そこから先のスケジュール感については、すなわち次の段階に行くかどうかの判断については、これは初めての適用でありますので、具体的にいつまでということを予断を持つて今の段階で申し上げることは難しいと思っております。

○長妻委員 総理、そんなことを言つていると、なかなか役所の方は動かないですよ。お尻を、ある程度めどを決めないと。何月何日ということを言つているんじやなくて、めどを決めないと、過去の三十年間の判例についてだつて、何か、新聞記事を見まして、あるいは、検索がちょっと出てきませんとか何とか言つているわけでしょう。

ちょっと、総理、もつと本気を出していただきたいということを強く思います。

そして、総理……

○根本委員長 よろしいですか、総理に。

○長妻委員 いや、いいですよ。めどをおっしゃるんですね。だから、めどをおっしゃつていただくならしいですよ。じゃ、一年、二年かかることがあるんですか。

○岸田内閣総理大臣 これは報告徴収、質問権の行使によつて事実を確認するわけです。そして、過去の部分と合わせて、全体として、組織性、悪質性、継続性を判断するわけですから、その手続に間に合うまでにしつかり確認して、全体を判断する材料としなければならないと考えます。

今申し上げたのは、それをもつて本気度がないと言われることについて、私は同意できないと。これは、法治国家において、法律を厳正に適用して、冷静に着々とこの手続を進めていく、これがあるべき姿であり、その法律があるにもかかわらず一定のめどを政治的につくつて手続を急がせる、そういうふたことは適切なのかということです。

もちろん、法律を厳正に適用する、そのためには事務方を全力を挙げて急がせる、これは当然のことであります。めどを決めるということについての御指摘、さらには、それを答えないから本気度がないということについて反論をさせていただきたいということであります。

○長妻委員 総理、法治国家とおっしゃいましたが、法治国家でこういうような無法を放置しているんですか。旧統一教会、これは氷山の一角ですよ、総理。法治国家の日本でこういうことを日本人がさせられて本当にいいんですか、総理。そんな悠長なことを言つて。

○根本委員長 総理に答弁させてもらつてよろしいですか。

○長妻委員 いや、ちょっと次に行きます。めどがないのなら次に行きます。

総理、次に行きますけれども、もう一つは、橋田さん、総理もテレビ等で御存じかもしれませんのが、橋田達夫さんという被害者の方。いろいろ被害を述べたらば、信者である奥様が顔を出して、教団側の要請で記者会見で映る。そして、私、びっくりしたのは、旧統一教会のホームページを見

ましたら、その奥様の動画がそのままアップされているんですよ。これは橋田達夫さんも本当に心を痛めておられました。

そして、二世の方である小川さゆりさん、仮名ですけれども、記者会見に対して中止要請のファクスが統一教会から来て、御両親の署名が入つていた、娘は正しいことを言わないというような趣旨が書いてあつた。

これはちょっと、今、実は被害者の方々がすごくプレッシャーを感じておられる。つまり、テレビに出で被害を訴えると、自分の親とか配偶者が顔を出していろいろな話をする、その要請を統一教会がして、そういうことになるんじやないかとうことで、今、強力な口封じの圧力にさらされているんです、総理。

これはどうなのかなというふうに思います。信者の方ももちろん人権があるわけですから、顔を出してしやべってくれという要請をして、それが全国に出るということについてもいろいろな議論があると思います。

総理、こういうようなり方については、どう

いうふうにお感じになりますか。

○岸田内閣総理大臣 御指摘の点については、報道等で私も承知をしておりますが、この報道されていることについて一つ一つコメントすることは控えます。

しかし、だからこそ、こうした関係者の皆さんから直接お話を聞かせていただきことは重要であるということを、先日も予算委員会の中で申し上げた次第です。

そして、直接お伺いする際に、どういった形でお話を聞きするのが適切なのか、これを今検討し、調整をしているということであります。

○長妻委員 総理、たしか一番初めに、山井議員がちょうど先週の月曜、一週間前にそれを要請して、同じ答弁なんですよ。もつとスピードイーに動かない。

やはり、総理の熱量の不足というのを、私も初め、この問題はそれほど深く理解していませんでした。しかし、被害者の方に直接お会いして、いろいろなお話を聞くと、愕然としたわけですよ。

それで、これは徹底的に取り組まなきゃいけない、こういう思いに至ったわけですよね。

そういう意味では、総理も一度も会つていませんわですね、今、被害者の方と。だから、一週間同じような答弁をするんじゃなくて、じゃ、橋田達夫さん、もう顔を出してしやべっておられますがし、小川さゆりさん、顔を出してしやべっておられますから、まずこのお二人にお会いする、今週、今週中に会うということを是非言つていただきたいんです、総理。

○岸田内閣総理大臣 私が先日来申し上げている

のは、これから法的なプロセスを進めるに当たつて、被害者の方々、あるいは救済に努力していたている弁護士の皆さんを始めとする関係団体の皆さんの意見を聞くことは大事だということを申し上げています。

これは、法的なプロセスを考えましても、これから報告徴収、質問権の行使を進めるに当たつて、質問する内容の原案、これを政府として作成しな

ければなりません。その過程で、今言った、被害者の方々、そして弁護士の方々を始めとする関係団体の皆様方、こうした方々の話を聞くことは重要なと思います。

そして、そうした手続の中で、どういった形でお話を聞くのが適切なのか、これを調整させていただきます。

○長妻委員 そうすると、総理、直接会うということは約束していただけますね。

○岸田内閣総理大臣 私も直接お話を聞かせていただきたいと思つています。

○長妻委員 ちょっとこれは、一刻も早くお願ひしたい。

自民党からは、何か変な質問をするなみたいな声がありましたけれども、これは変な質問ですかね、自民党。そういうおかしなことを言わないのでください。質問しているんですけどね。

○根本委員長 不規則発言には反応なさらないようお願いいたします。

○長妻委員 そして、もう一つ、我々も、維新の会、社民党さんと提出している、悪質献金被害防止・救済法案というのを出しています。

この肝は、特定財産損害誘導行為というものなんですね。これがまず前提になります。手段の悪質性、そして結果の重大性ということです。手段の悪質性、違法又は著しく不当な行為、人の自由な意思決定を著しく困難とするような状況を惹起させる行為。

条文をこのままここに入れさせてもらいましたけれども、次に掲げる方法により、人に著しい不

安又は恐怖を与える行為、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段を用いること、このイ、ロ、二のいずれかに該当すれば、手段の悪質性ということになります。ロ、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままではその人に重大な不利益を与える事態が生じる旨を示すこと、二、その所属する組織、働きかけの目的等を告知しないこと等による注意の低下に乗じる等心理学に関する知識及び技術をみだりに用い、又は人の知慮浅薄若しくは心神耗弱に乗じて、その人の心身に重大な影響を及ぼす行為ということで、これは、条文、相当、全体は長いんですけども、是非、読んでいただきたいと思ふんです。

これは、この間、政府を聞いておりますと、何か、相当批判をされておられるんですね、この我が党の法案に。私も、批判はいいんですけども、私も、対案、ないじゃないですか、政府は。よく、野党は批判ばかりで対案を出さないと政府はおっしゃるんですよ。政府こそ責任ある対案を出してくださいよ、総理。いつですか、出すのは。

○岸田内閣総理大臣　これも従来から申し上げておりますが、政府としましても、被害の再発防止の観点から、法改正、これを行うということを申し上げております。契約の取消権の対象の拡大あるいは使用期間の延長など消費者契約法等の法改正の見直し、これは準備ができたものからこの臨時国会に早期に提出していきたい、これは申し上げているとおりであります。

安又は恐怖を与える行為、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段を用いること、このイ、ロ、二のいずれかに該当すれば、手段の悪質性ということになります。ロ、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままではその人に重大な不利益を与える事態が生じる旨を示すこと、二、その所属する組織、働きかけの目的等を告知しないこと等による注意の低下に乗じる等心理学に関する知識及び技術をみだりに用い、又は人の知慮浅薄若しくは心神耗弱に乗じて、その人の心身に重大な影響を及ぼす行為ということで、これは、条文、相当、全体は長いんですけども、是非、読んでいただきたいと思ふんです。

○長妻委員　時間が参りましたけれども、やはり被害の防止、救済、これは非常に重要です。与野党を問わずやついていきたいと思ひます。

ちよつと今の総理の答弁で気になるのが、消費者契約法の改正というふうにおっしゃるんですね。この消費者契約法の改正ではできないんですよ。できないということで弁護団の方が新法を作つてくれということで、我々は英知を結集して作つたわけですよ。駄目ですよ、消費者契約法の改正だけじゃできませんから、有効性のある法律になりませんから。

是非、それを、新法をきちっと作るということも要請をいたしまして、私の質問といたします。よろしくお願ひします。

そして、野党の提出の法案については、政府の方針と重なる部分もありますが、規制対象となる行為の定義ですか、第三者による契約等の取消しと財産権の関係など、幾つか課題があるということは申し上げているところであります。

与野党で設立が合意された協議会において、将来の被害防止、さらには被害者救済に向けても会派を超えて議論していただきたいと思ひますし、政府としても、その議論も参考にしながら、さらには、必要な政府案、具体化の努力をしていきたいと思つています。

○長妻委員　時間が参りましたけれども、やはり被害の防止、救済、これは非常に重要です。与野党を問わずやついていきたいと思ひます。